

令和 8 年度第 2 回外務省医療職募集案内

1 外務省医療職について

外務省医療職には、外務公務員医療職の「在外公館医務官」（以下「医務官」という）及び「外務本省診療所医師」があります。

「医務官」は、原則として開発途上国にある大使館、総領事館に勤務し、健康管理医として担当地域に勤務する公館の職員とその家族の健康管理に当たります。

「医務官」は、昭和 38 年にマラリア罹患者が多かった在ナイジェリア大使館に最初に配置されて以来、現在およそ 100 名の「医務官」が在外公館で活躍しています。

「外務省診療所医師」は、一般診療のほか健康管理医（産業医）としての業務に当たります。

2 主な職務内容

- (1) 所属又は担当する在外公館の長（大使、総領事等）の指揮監督の下で職務を行います。
- (2) 所属公館及び担当公館に勤務する職員及びその家族の保健指導及び必要に応じ診療を行うほか、「職員の保健及び安全保持規定」に基づく産業医（健康管理医）としての職務を行います。また、公館長の指揮の下で在留邦人等の保健相談を行うこともあります。
- (3) 駐在国及び担当国における医療事情調査（医療制度、医療衛生事情、熱帯病等）を行い、随時報告を行います。
- (4) 館員等の緊急移送を行う事態が生じた場合、担当保険会社及び緊急移送会社と緊密な連携を取り適切に対応します。
- (5) 国際環境下における医療対応能力と、組織的な健康管理の専門性の双方を高める観点から、在外公館における医療業務に従事した後、適性等を踏まえ外務本省において一般診療及び職員の健康管理業務に携わっていただくこともあります。

3 受験資格

- (1) 日本の医師の資格を有すること。
- (2) プライマリーケアに対処し得る 10 年以上（応募時）の臨床経験を有すること。
（当省への新規採用日において臨床経験満 10 年間の者を含みます。）
- (3) 外務本省（本邦）並びに在外公館（海外）のどちらでも勤務が可能であること。
在外公館勤務にあつては、アフリカや中東諸国などを含め、どの地域の在外公館でも勤務出来ること。原則として、採用後は先ず医務官として在外公館に勤務することになります。
- (4) 一定の語学力を有すること（英語日常会話が出来ること）。
- (5) パソコン、インターネットを使いこなせること。特にワード、エクセル、メールソフトが不自由無く操作出来ること。

- (6) 現在勤務中の病院等の上司2名以上の推薦があること（採用内定後に提出頂きます）。

(注) 次のいずれかに該当する者は受験できません。

- (1) 日本の国籍を有しない者及び外国の国籍を有する者

日本国籍を有する者であっても外国国籍を有する者は外務公務員になることができません（外務公務員法第7条）。国籍については、自国籍者から生まれた子に国籍を付与する国（血統主義）、自国領域内で生まれた子に国籍を付与する国（出生地主義）等があります。本人が外国で生まれた場合、または出生の時点で父もしくは母が外国の国籍を有していた（二重国籍者を含む）場合には、日本にある当該国大使館か総領事館に照会するなど外国国籍の有無について確認してください。

- (2) 国家公務員法第38条の規定により国家公務員となることができない者

- ・ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその刑の執行猶予の期間中の者その他その執行を受けることがなくなるまでの者
- ・ 一般職の国家公務員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ・ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

- (3) 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）

4 採用予定数

若干名

5 採用予定日

原則として試験合格後1年以内

- (注) 合格者は、合格者名簿に記載されます。その名簿は1年間有効で、勤務地、時期の調整がつけば順次採用となります。

6 選考の日程

受付期間	令和8年7月16日（木）～令和8年10月5日（月）
第一次選考合格発表日	令和8年10月中旬
第二次選考	令和8年10月下旬 （注）第一次選考合格者にお知らせします。
最終合格発表日	令和8年11月中旬

7 選考内容

- ・ 第一次選考：書類審査
- ・ 第二次選考：筆記試験及び面接

8 応募書類

- (1) 外務省医療職採用選考申込書（様式はHPに掲載）
（写真を添付し、これまでの高校卒業以降の学歴、職歴を1か月単位ですべて記入。さらに、TOEFL、TOEIC、英検その他の語学検定を受けている場合には、試験の受験年月及び結果・点数等を記入。）
- (2) アンケート（様式はHPに掲載）
- (3) 健康調査票（様式はHPに掲載）
- (4) 医師免許（写）
- (5) 卒業（修了）証明書（写）（大学・大学院等発行の卒業日が記載されているもの）
- (6) 戸籍謄本1通（発行日から3か月以内のもの）

9 申込方法（郵送又はメール）

応募期限は令和8年10月5日（月）まで（同日に外務省必着。）

- (1) 郵送の場合は以下の宛先に送付して下さい。
（注）封筒の表に「医療職応募書類在中」と朱書きして下さい。
宛先：〒100-8919 東京都千代田区霞が関二丁目2番1号
外務省大臣官房福利厚生室 医務官班
- (2) 電子メールの場合
メールアドレス imukan-boshu@mofa.go.jp
メール件名は「（重要）外務省医務官応募」とし、必要書類をPDFデータにて添付の上、応募期限までに上記メールアドレスまで送信下さい。なお、添付容量が大きく複数メールになる場合、その旨メールに付記ください。

10 身分、待遇

- (1) 外務公務員法の適用を受け、主として海外の開発途上国等にある在外公館への勤務となります。
- (2) 給与及び諸手当は「一般職の職員の給与に関する法律」の規定に基づき、卒業証明書や在職証明書などの提出により各人のこれまでの経歴に則した格付けを行った後に決定されます。
- (3) 国家公務員医療職（一）の区分で採用となり、定年は65歳です。
- (4) 国家公務員の身分となりますので、診療所以外の医療施設に従事する等の兼業を行う場合は、事前に外務大臣の許可等が必要になります（ただし、在外公館勤務中の兼業は認められません。）。

11 問い合わせ先

〒100-8919 東京都千代田区霞が関二丁目2番1号

外務省大臣官房福利厚生室 医務官班

電 話 ０３－５５０１－８０００ 内線３８１１

（電話受付可能時間 １０時００分～１２時００分、１４時００分～１７時４５分）

メールアドレス imukan-boshu@mofa.go.jp

（メール件名は「（照会）外務省医務官応募（お名前）」として下さい。）

ただし、問い合わせは受付期間内に限ります。また、メール照会の場合、速やかに返信できない場合がありますところ、ご容赦願います。